

議案第8号

山都町交通事故防止条例の一部改正について

山都町交通事故防止条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年3月9日 提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

交通指導員の員数を「37人以内」に減ずるとともに、併せて報酬の額を改正するものです。

これがこの議案を提出する理由です。

山都町交通事故防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町交通事故防止条例の一部を改正する条例

山都町交通事故防止条例（平成 17 年山都町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「62 人以内」を「37 人以内」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正）

2 山都町報酬及び費用弁償条例（平成 17 年山都町条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「

交通指導委員	年額	40,000円	
--------	----	---------	--

」を「

交通指導員	隊長	年額	80,000円	
	副隊長	年額	70,000円	
	支部長	年額	60,000円	
	委員	年額	50,000円	

」に改める。

山都町交通事故防止条例(平成17年山都町条例第15号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(交通指導員の設置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指導員の任期は、<u>3</u>年とする。ただし、再任を妨げない。</p>	<p>(交通指導員の設置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指導員の任期は、<u>2</u>年とする。ただし、再任を妨げない。</p>

山都町報酬及び費用弁償条例(平成17年山都町条例第39号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<u>別表第1(第2条関係)</u> 【別記1-1 参照】	<u>別表第1(第2条関係)</u>

【別記1-1】

現行

区分		報酬		備考
選挙管理委員	委員長	日額	6,800円	
	委員	日額	6,500円	
(略)		(略)	(略)	(略)
町医		年額	220,000円	
交通指導委員		年額	40,000円	
特別職報酬等審議会委員		日額	6,000円	

改正後（案）

区分		報酬		備考
選挙管理委員	委員長	日額	6,800円	
	委員	日額	6,500円	
(略)		(略)	(略)	(略)
町医		年額	220,000円	
交通指導員	隊長	年額	80,000円	
	副隊長	年額	70,000円	
	支部長	年額	60,000円	
	委員	年額	50,000円	
特別職報酬等審議会委員		日額	6,000円	